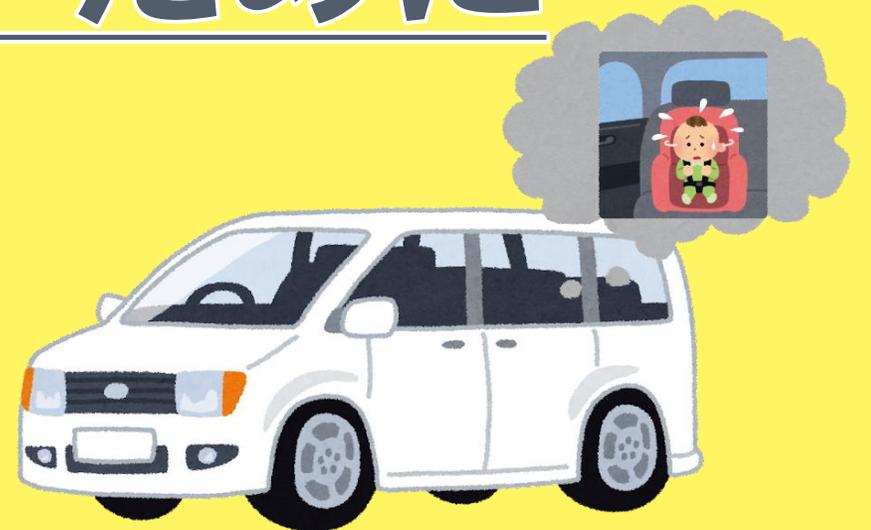


# 児童の車内置き去り事故を 二度と起こさないために

大阪市福祉局障がい者施策部



# 目次

1 安全装置の装備はお済みですか？

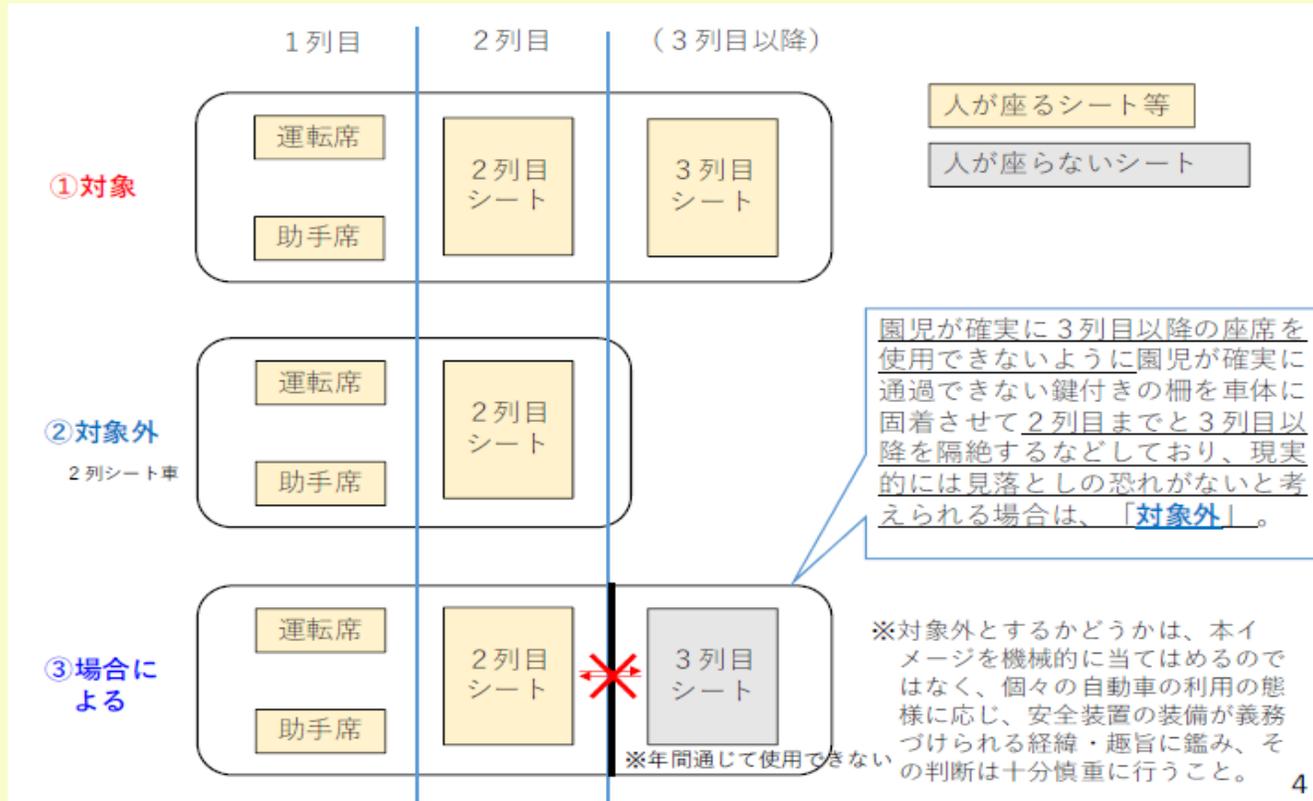
2 みんなの点呼でこどもの生命を守りましょう。

安全装置と人の目、二つを組み合わせることで、二度と事故を起こさない。

# 1 安全装置の装備はお済みですか？ ※障がい児入所施設は対象外

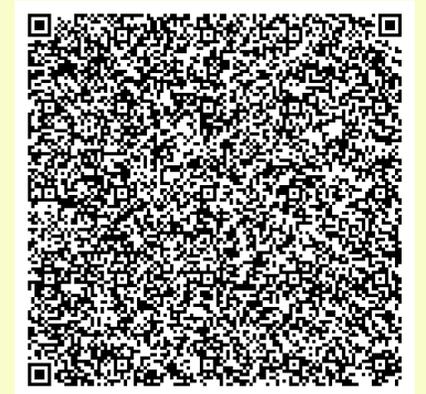
- ・令和4年9月、静岡県牧之原市において発生した車内置き去りによる痛ましい死亡事故を契機に、**令和5年4月1日より送迎用バスへの安全装置の装備が義務付けられています。**

装備対象車両イメージ



- ・ 装備対象車両は児童の送迎を目的とした **3列以上の自動車** です。  
※リースや委託会社の車両も対象

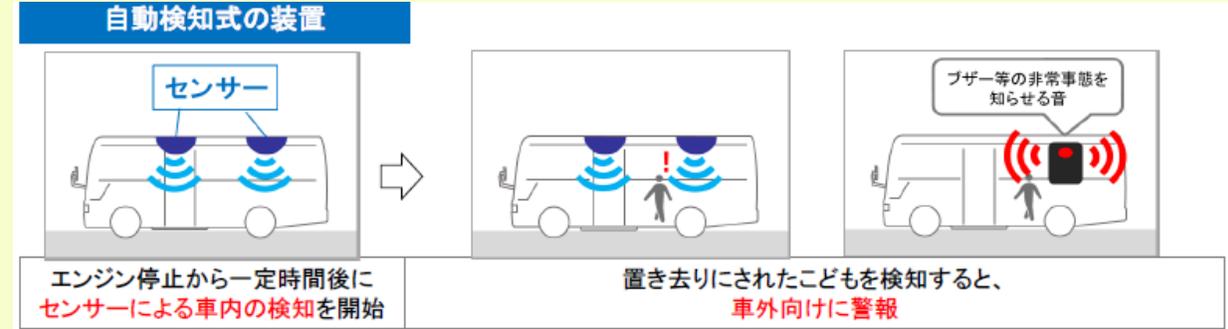
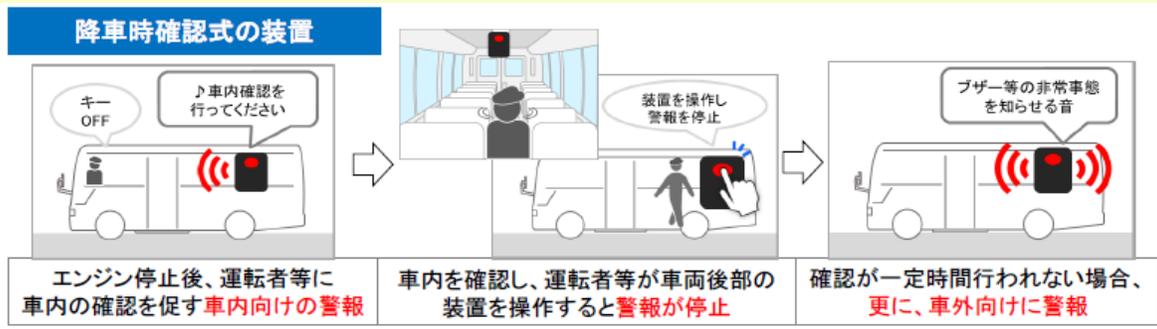
- ・ **安全装置の装備義務は、令和6年3月31日までの経過措置が設けられています**が、こどもの安全を第一に考え、極力早く装備を進めてください。



(参考) [国土交通省ガイドライン抜粋、設置対象イメージ図](#)

# 安全装置の方式は降車時確認式と自動検知型の2種類あります。

(厚生労働省ガイドライン抜粋)



## ※装備にかかる注意事項

- ・ **こども家庭庁ホームページのリストに掲載の安全装置を装備してください。**

(参考)

安全装置のリストについて (こども家庭庁HP)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>



- ・ **安全装置の装備にかかる経費は、「大阪市子ども安全安心対策事業補助金」の対象となります。**

(参考)

大阪市子ども安全安心対策事業補助金について

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000595974.html>



# 代替措置の徹底について

・令和6年3月31日までの間、安全装置が未装備となっている場合、**安全装置の装備に代わる措置を講じていただく必要があります。**

・こども家庭庁ホームページに掲載の「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」や「毎日使えるチェックシート」、「送迎業務モデル例」を参考に、児童の所在を確認する代替措置を徹底してください。

・**対象車両に安全装置を装備していない、もしくは代替措置を実施していない場合は、それぞれで実地指導時の指導対象となります。**

(参考)

・「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」・「毎日使えるチェックシート」  
「送迎業務モデル例」 (こども家庭庁)

[https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen\\_kanri/](https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/)



## 2 みんなの点呼でこどもの生命を守りましょう。

### 毎日使えるチェックシート

月 日( ): 登園 / 降園
<input type="checkbox"/> 同乗職員は、 バスに乗る こどもの数を数えた。
<input type="checkbox"/> 同乗職員は、 バスから降りた こどもの数を数え、 全員が降りたことを確認した。
<input type="checkbox"/> 同乗職員は、 連絡のない こどもの欠席について、 出席管理責任者に確認した。
<input type="checkbox"/> 運転手は、バスを離れる前に、 車内に こどもが残っていないことを、 椅子の下まで見落としがないか見て、 確認した。
運転手: _____
同乗職員: _____
上記報告を受けた: _____

- 1 乗降車時の点呼、人数の確認を確実に行いましょう。
- 2 連絡のないこどもの欠席は速やかに保護者に確認の連絡をいれましょう。
- 3 乗車席の下までこどもの有無をしっかり確認しましょう。



基本の確認を大切に！

安全装置と人の目、二つを組み合わせることで、  
二度と事故を起こさない。

大阪市福祉局障がい者施策部